

(一財)三重県消防設備安全協会からのお知らせ

消防用設備等点検済表示制度

防火対象物（デパート、ホテル、劇場等）に設置されている消防用設備等（消火器、消火設備、警報設備、避難設備等）は、いつ火災が発生しても正常に機能を発揮するよう日頃から十分な維持管理が行われることが必要です。

そのために、消防用設備等の設置が義務付けられている防火対象物の関係者は、消防用設備等について6か月及び1年ごとに消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせて、機能の維持管理を図ると同時にその結果を消防長又は消防署長に報告することが義務付けられています。

この消防用設備等の適正、かつ、確実な点検を実施した証として貼付するのが「点検済証」（ラベル）です。

当協会では、消防用設備等点検済表示管理委員会の厳格な資格審査によって一定の条件を満たしていると認められた事業所を「表示登録会員」として登録し、「点検済証」（ラベル）を交付しています。

◆◆◆◆◆ 点検済証の種類 ◆◆◆◆◆



設備用



消火器用

点検済証は、この表示登録会員が点検した「消防用設備等が正常であること。」を認識してもらうためのもので、次のメリットがあります。

- ① 点検実施者の責任が明確になり、適正な点検が期待できます。
- ② 点検月、点検の内容がわかります。
- ③ 次回の点検時期がわかり、維持管理の徹底が図れます。
- ④ 安全のシンボルマークとして、建物利用者に安心感を与えます。
- ⑤ 点検報告や立入検査などの行政事務の一部の簡素化につながります。

点検済表示制度は、消防設備業界がユーザーの立場にたって全国統一的に実施している制度です。